

書類提出にあたっての注意点

☆事業内容は募集要項の本文にてご確認ください。

☆提出書類

1 申請する時（10/15～10/31までに当室あて必着）

○様式第1号（補助金交付申請書）

○添付書類（②～⑫で該当する書類）

2 申請が承認された時（補助金交付可否決定書にて承認となった場合はすみやかに提出ください。）

○様式第4号（補助事業着手届）

○相手方登録申出書

⑭既に他事業等で登録済みの場合は、提出不要です。

また、登録済みでも、自治会長や口座名義等が変更になった場合は提出してください。

※以下の書類は、申請時に提出済みの場合、再提出の必要はありません。

○防犯カメラ設置に必要なとなる許可書等の写し

3 防犯カメラが設置完了した時（事業完了後30日以内又は令和7年2月28日までのいずれか早い日）

○様式第4号（補助事業完了届）

○様式第5号（完了報告書）

○添付書類（③～⑦で該当する書類）

○様式第6号（補助金交付請求書）

○補助金交付可否決定書の写し

☆補助金は事業完了後、当室で確認した後、請求書に基づいて交付します。防犯カメラを設置、工事及び支払いが必ず2月末までに終わることが条件になっています。

☆一部の提出書類については記入例をご参考ください。

☆提出書類（相手方登録申出書を除く）に自治会長印の押印が不要となりました。